

① 設備に関する基準（設備の故障）

【指導事例】

- ・ 各居室並びにトイレにおけるブザー又はこれに代わる設備が故障していた。

早急に修理するとともに、入所者の手が届く範囲に当該ブザー又はこれに代わる設備を設けてください。

T i p s) 入所者の心身の状況等に応じ、その入所者の処遇が妥当適切に行われるよう適時、設備の点検を行ってください。

② 設備に関する基準（指定時の設備の用途）

【指導事例】

- ・ 指定時の医務室が使用されておらず、別の用途で届け出た場所に無届けで変更されていた。

指定時の設備の用途を変更する場合は、変更後10日以内に届出を行ってください。なお、設備基準上、医務室は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とする等、所定の要件を満たさなければならないことに留意してください。

T i p s) 指定時に届け出た事業所（施設）の設備として、適切に業務を行えているか改めて確認してみてください。

③ 運営に関する基準（口腔衛生の管理）

【指導事例】

- ・ 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていなかった。

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないとされていることから、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行ってください（口腔衛生の管理に係る規定は、令和6年4月1日より義務化）。

- (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士（以下「歯科医師等」という。）が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- (2) 当該施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔

の健康状態の評価を実施すること。

(3) (1) の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直すこと。

- ア 助言を行った歯科医師
- イ 歯科医師からの助言の要点
- ウ 具体的方策
- エ 当該施設における実施目標
- オ 留意事項・特記事項

(4) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(3)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。

なお、当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めてください。

T i p s) 口腔衛生の管理に係る規定は、令和6年4月1日より義務化となったことに留意し、下記 URL より「**リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について**（令和6年3月15日老高発0315第2号・老認発0315第2号・老老発0315第2号）」を参考に作成してください。

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227996.pdf>

④ 運営・人員に関する基準（夜勤時間帯の設定）

【指導事例】

- ・ 夜勤時間帯を設定していなかった。

施設サービスでは、午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間を夜勤時間帯として設定した上で、基準に沿った夜勤を行う職員を配置する必要があります。事業所ごとに夜勤時間帯を設定し、夜勤時間帯に適正に職員が配置されているか確認を行ってください。

T i p s) 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない事業所では、介護報酬が減額されます。これは、夜勤を行う看護職員・介護職員の員数不足を未然に防止し、適正なサービスの提供を確保するためです。なお、夜勤を行う職員の不足状態が続く場合には、事業所の指定が取り消されることがあります。

単位数の減算は、ある月（暦月）にその事業所が次の(1)(2)のうちいずれかに該当した場合に、その翌月に行われ、算定できる単数は所定単位数の100分の97となります。（療養病床を有する病院および介護医療院では、減算の要件や方法が異なります）。

- (1) 夜勤時間帯（午後10時～翌日午前5時を含む連続する16時間で、事業所ごとに設定）に夜勤を行う職員数が基準に満たない事態が2日以上連続して発生した。
- (2) 夜勤時間帯に夜勤を行う職員数が基準に満たない事態が4日以上発生した。

⑤ 運営に関する基準（身体的拘束等の実施）

【指導事例】

- ・ 3つの要件（切迫性、非代替性、一時性）を満たさずに身体的拘束を行っていた。

身体的拘束等は、入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないと基準上規定されていることを踏まえ、入所者の心身の状況の変化等により、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たさなくなった場合には、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において、身体的拘束等の必要性を再度検討してください。

T i p s） 切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たさずに身体的拘束等を行っていた場合や身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会において、身体的拘束等の必要性を検討せずに身体的拘束等を行っていた場合は、虐待に当たる可能性が有ることに十分留意する必要があります。